２）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１
公共的施設（道路、鉄道、空港及び駐車場等）として設置する、移動体とのデータ通信を目的とした電波法で定める免許を必要とするデジタル無線基地局について、下記①から③に示す全てを実施した工事
①　機器の製作（製造委託を含む）
②　機器の設置
③　試験調整

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること（建設業法第26条３項に該当する工事においては、主任（監理）技術者は専任で配置）。

なお、自社において工場製作を行う場合、工場製作期間における主任（監理）技術者は、建設業法に基づき専任を要しない。ただし、現場着手後はこの限りでない。（工事現場が稼動している期間は、平成28年１月から平成30年８月までを予定）

①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有すること。

④　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。

また、提出できる工事経験は１名につき１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

・求める経験１

公共的施設（道路、鉄道、空港及び駐車場等）として設置する、移動体とのデータ通信を目的とした電波法で定める免許を必要とするデジタル無線基地局について、機器の設置及び試験調整を実施した工事

⑹　次に揚げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。なお、入札参加希望者と雇用関係がなくても良い。

・設計管理技術者

設計管理技術者は下記のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

１）技術士［電気・電子部門〔「電子応用」若しくは「情報通信」〕若しくは情報工学部門］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（※１）。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

２）技術士［総合技術監理部門（上記１）の部門に該当する選択科目）］の資格保有者

３）ＲＣＣＭ［電気・電子部門］の資格保有者

なお、※１のこれと同等の能力と経験を有する技術者とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。

イ）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有する者。

ロ）学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有する者。

ハ）外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）にあって、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者。

・照査技術者

照査技術者は下記のいずれかに該当する者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

１）技術士［電気・電子部門〔「電子応用」若しくは「情報通信」〕若しくは情報工学部門］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（※２）。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

２）技術士［総合技術監理部門（上記１）の部門に該当する選択科目）］の資格保有者

３）ＲＣＣＭ［電気・電子部門］の資格保有者

なお、※２のこれと同等の能力と経験を有する技術者とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。

イ）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有する者。

ロ）学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有する者。

ハ）外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）にあって、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者。

⑺　特定建設共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が配置する専任の主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有すること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　主要機器等

①　当該工事における主要機器の製造予定業者は、平成12年度以降に下記に示す主要機器又は同種機器の納入実績を有すること。

主要機器　「路側無線装置（料金所用２Ｇ）仕様書　中日本高速道路株式会社」および「料金所サーバ（２Ｇ）仕様書　中日本高速道路株式会社」による、路側無線装置（料金所用２Ｇ）および料金所サーバ（２Ｇ）

同種機器　公共的施設（道路、鉄道、空港及び駐車場等）として設置する、移動体とのデータ通信を目的とした電波法で定める免許を必要とするデジタル無線基地局

②　当該工事の主要機器における保守技術支援体制が有ること。主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。

③　主要機器等（設計書で機器製作としたもの）の改造・修理に関する受注体制が現時点で有すること。